

令和7年度徳島県一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要について

令和7年度一般会計の決算状況は第1表、令和7年度特別会計の決算状況は第2表のとおりです。

1 一 般 会 計

(1) 歳 入

一般会計歳入決算額は548,370,161,615円であり、前年度に比べて6,446,490,909円、率にして1.2パーセントの増となっています。増額の主な内訳は、県税5,658,060,258円の増(前年度比増加率6.5%)、地方交付税3,463,368,000円の増(同2.2%)、地方消費税清算金2,845,066,317円の増(同8.0%))となっており、これに対し減額は、地方特例交付金1,965,412,000円の減(前年度比減少率86.5%)、繰入金2,373,439,587円の減(同11.9%)となっています。

県税や諸収入、繰入金などの自主財源の割合は44.2%(前年度44.3%)、県税や地方交付税など用途が特定されない一般財源の割合は57.1%(同55.8%)を占めています。(資料1及び2参照)

(2) 歳 出

一般会計歳出決算額は526,404,629,826円であり、前年度に比べて3,271,398,897円、率にして0.6パーセントの増となっています。増額の主な内訳は、衛生費3,227,735,041円の増(前年度比増加率12.5%)、諸支出金2,806,578,287円の増(同7.3%)、農林水産業費2,627,084,345円の増(同8.2%)、民生費2,108,396,693円の増(同3.1%)となっており、これに対し減額は、土木費7,341,581,102円の減(前年度比減少率9.1%)となっています。

人件費や扶助費、公債費といった義務的経費は33.6%(前年度34.3%)を占めています。(資料3及び4参照)

(3) 実質収支

一般会計の収入済額と支出済額との差引額、すなわち形式収支は21,965,531,789円となっており、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源7,888,934,213円を差し引いた実質収支額は14,076,597,576円の黒字となっています。

2 特 別 会 計

16の特別会計については、歳入決算額216,700,494,959円、歳出決算額206,633,241,941円であり、歳入歳出差引額10,067,253,018円から翌年度へ繰り越すべき財源209,784,516円を差し引いた実質収支額は9,857,468,502円の黒字となっています。

第1表 一般会計決算状況

① 歳 入

款 名	令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		前 年 度 比 較	
	決 算 額 (A)	構成比	決 算 額 (B)	構成比	増 減 額 (A)-(B)	増減率
	円	%	円	%	円	%
01 県 税	92,950,919,099	17.0	87,292,858,841	16.1	5,658,060,258	6.5
02 地 方 消 費 税 清 算 金	38,429,640,104	7.0	35,584,573,787	6.6	2,845,066,317	8.0
03 地 方 譲 与 税	17,747,291,000	3.2	17,303,324,000	3.2	443,967,000	2.6
04 地 方 特 例 交 付 金	306,871,000	0.1	2,272,283,000	0.4	△1,965,412,000	△86.5
05 地 方 交 付 税	163,379,649,000	29.8	159,916,281,000	29.5	3,463,368,000	2.2
06 交通安全対策特別交付金	160,411,000	0.1	167,427,000	0.1	△7,016,000	△4.2
07 分 担 金 及 び 負 担 金	2,311,814,554	0.4	1,146,561,724	0.2	1,165,252,830	101.6
08 使 用 料 及 び 手 数 料	5,196,223,823	0.9	5,190,784,641	0.9	5,439,182	0.1
09 国 庫 支 出 金	74,009,667,028	13.5	72,176,848,286	13.3	1,832,818,742	2.5
10 財 産 収 入	940,104,167	0.2	1,161,229,505	0.2	△221,125,338	△19.0
11 寄 附 金	304,493,121	0.1	353,892,831	0.1	△49,399,710	△14.0
12 繰 入 金	17,582,623,749	3.2	19,956,063,336	3.7	△2,373,439,587	△11.9
13 繰 越 金	18,790,439,777	3.4	22,639,164,910	4.2	△3,848,725,133	△17.0
14 諸 収 入	65,921,014,193	12.0	66,722,377,845	12.3	△801,363,652	△1.2
15 県 債	50,339,000,000	9.1	50,040,000,000	9.2	299,000,000	0.6
合 計	548,370,161,615	100.0	541,923,670,706	100.0	6,446,490,909	1.2

主な増額理由

- ・県税については、法人事業税、個人県民税などの増によるものです。
- ・地方交付税については、普通交付税の増によるものです。
- ・地方消費税清算金については、算定基礎となる全国の地方消費税の収入の増によるものです。

主な減額理由

- ・地方特例交付金については、全国分の減によるものです。
- ・繰入金については、基金繰入金などの減によるものです。

② 歳 出

款 名	令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		前 年 度 比 較	
	決 算 額 (A)	構成比	決 算 額 (B)	構成比	増 減 額 (A)-(B)	増減率
	円	%	円	%	円	%
01 議 会 費	999,763,121	0.2	1,003,734,689	0.2	△3,971,568	△0.4
02 総 務 費	40,689,237,071	7.7	40,520,234,824	7.7	169,002,247	0.4
03 民 生 費	70,293,805,458	13.4	68,185,408,765	13.0	2,108,396,693	3.1
04 衛 生 費	29,016,363,721	5.5	25,788,628,680	4.9	3,227,735,041	12.5
05 労 働 費	3,130,172,720	0.6	3,415,765,524	0.7	△285,592,804	△8.4
06 農 林 水 産 業 費	34,830,146,462	6.6	32,203,062,117	6.2	2,627,084,345	8.2
07 商 工 費	57,529,760,505	10.9	56,901,577,977	10.9	628,182,528	1.1
08 土 木 費	73,236,899,488	13.9	80,578,480,590	15.4	△7,341,581,102	△9.1
09 警 察 費	24,100,780,741	4.6	23,706,746,065	4.5	394,034,676	1.7
10 教 育 費	85,799,546,275	16.3	86,045,273,560	16.4	△245,727,285	△0.3
11 災 害 復 旧 費	1,485,213,694	0.3	898,208,123	0.2	587,005,571	65.4
12 公 債 費	64,034,739,472	12.2	65,434,487,204	12.5	△1,399,747,732	△2.1
13 諸 支 出 金	41,258,201,098	7.8	38,451,622,811	7.4	2,806,578,287	7.3
合 計	526,404,629,826	100.0	523,133,230,929	100.0	3,271,398,897	0.6

主な増額理由

- ・衛生費については、医療衛生費、病院事業費などの増によるものです。
- ・諸支出金については、地方消費税交付金などの増によるものです。
- ・農林水産業費については、漁港建設費、農地防災事業費などの増によるものです。
- ・民生費については、老人福祉運営対策費などの増によるものです。

主な減額理由

- ・土木費については、河川改良費、土木総務費などの減によるものです。

③ 実質収支

(単位:円)

	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	前年度比較
歳入決算額 A	548,370,161,615	541,923,670,706	6,446,490,909
歳出決算額 B	526,404,629,826	523,133,230,929	3,271,398,897
歳入歳出差引額 C=A-B	21,965,531,789	18,790,439,777	3,175,092,012
翌年度繰越額	69,308,626,711	60,434,332,311	8,874,294,400
翌年度へ繰り越すべき財源 D	7,888,934,213	7,253,263,065	635,671,148
実質収支額 C-D	14,076,597,576	11,537,176,712	2,539,420,864

一般会計歳入歳出決算額の推移

年 度	予算現額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳入決算額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳出決算額 (千円)	対前年 増減率 (%)	歳入歳出差引額 (千円)
15	581,358,974	△ 7.3	554,625,604	△ 5.5	538,725,581	△ 5.5	15,900,023
16	575,687,182	△ 1.0	539,762,825	△ 2.7	522,304,253	△ 3.0	17,458,572
17	563,806,450	△ 2.1	533,813,272	△ 1.1	513,268,160	△ 1.7	20,545,112
18	540,723,391	△ 4.1	513,507,931	△ 3.8	501,978,129	△ 2.2	11,529,802
19	497,251,645	△ 8.0	480,565,715	△ 6.4	468,137,080	△ 6.7	12,428,635
20	483,644,481	△ 2.7	458,365,532	△ 4.6	452,066,612	△ 3.4	6,298,920
21	524,356,273	8.4	490,105,138	6.9	479,278,396	6.0	10,826,742
22	509,241,682	△ 2.9	486,797,697	△ 0.7	469,183,529	△ 2.1	17,614,168
23	504,655,835	△ 0.9	477,500,683	△ 1.9	466,174,921	△ 0.6	11,325,762
24	519,315,226	2.9	472,132,543	△ 1.1	457,947,074	△ 1.8	14,185,469
25	537,851,850	3.6	500,961,111	6.1	479,805,459	4.8	21,155,652
26	531,038,370	△ 1.3	498,629,266	△ 0.5	478,556,462	△ 0.3	20,072,804
27	519,544,992	△ 2.2	488,445,908	△ 2.0	475,108,277	△ 0.7	13,337,631
28	512,649,317	△ 1.3	475,143,032	△ 2.7	462,004,267	△ 2.8	13,138,765
29	513,112,108	0.1	477,162,472	0.4	464,844,549	0.6	12,317,923
30	527,545,512	2.8	479,943,275	0.6	465,824,034	0.2	14,119,241
元	548,906,075	4.0	481,843,835	0.4	468,034,062	0.5	13,809,773
2	644,398,323	17.4	556,181,892	15.4	534,412,221	14.2	21,769,671
3	664,127,236	3.1	587,694,122	5.7	564,213,321	5.6	23,480,801
4	651,643,092	△ 1.9	567,158,017	△ 3.5	548,038,506	△ 2.9	19,119,511
5	600,512,685	△ 7.8	534,030,747	△ 5.8	511,391,582	△ 6.7	22,639,165
6	606,144,997	0.9	541,923,671	1.5	523,133,231	2.3	18,790,400
7	620,259,251	2.3	548,370,162	1.2	526,404,630	0.6	21,965,532

第2表 特別会計決算状況

(単位：円)

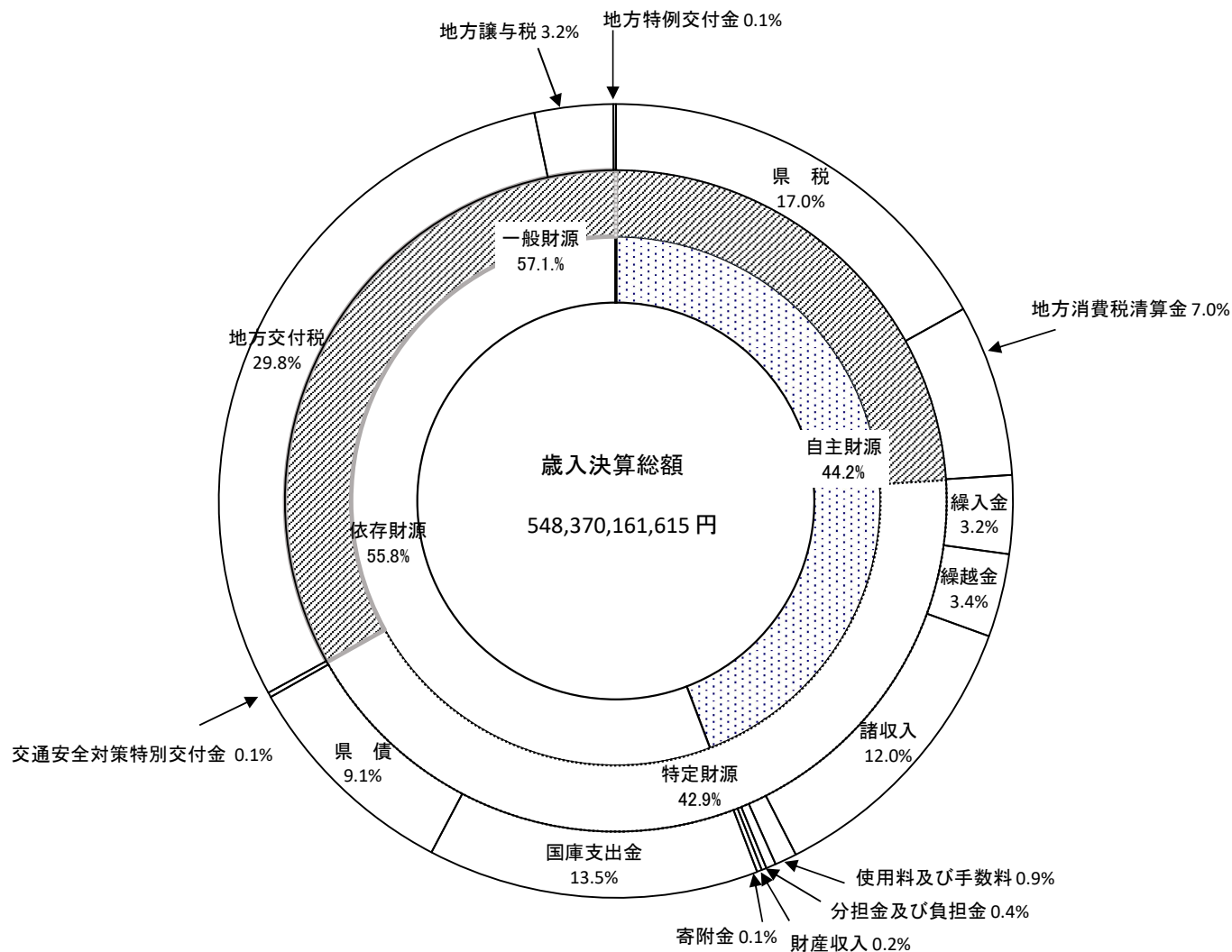
会 計 名	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	実質収支額
証 紙 収 入 特 別 会 計	2,719,146,572	2,085,478,240	633,668,332	633,668,332
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	175,191,900	90,865,305	84,326,595	84,326,595
農林漁業改善資金貸付金特別会計	340,589,650	372,375	340,217,275	340,217,275
県有林県行造林事業特別会計	150,882,302	137,500,559	13,381,743	13,381,743
中小企業近代化資金貸付金特別会計	1,304,393,771	4,366,820	1,300,026,951	1,300,026,951
港湾等整備事業特別会計	3,123,865,476	2,466,750,061	657,115,415	544,048,899
徳島ビル管理事業特別会計	513,710,779	48,400,395	465,310,384	465,310,384
県営住宅敷金等管理特別会計	191,364,019	13,463,600	177,900,419	177,900,419
公用地公共用地取得事業特別会計	1,802,542,531	1,617,885,021	184,657,510	87,939,510
奨 学 金 貸 付 金 特 別 会 計	628,087,679	44,663,095	583,424,584	583,424,584
都市用水水源費負担金特別会計	434,831,273	434,830,246	1,027	1,027
市町村振興資金貸付金特別会計	3,838,172,564	497,212,287	3,340,960,277	3,340,960,277
公 債 管 理 特 別 会 計	97,990,679,127	97,990,679,127	0	0
用度・給与集中管理特別会計	32,842,249,691	32,741,536,267	100,713,424	100,713,424
国民健康保険事業特別会計	69,835,457,591	67,649,908,509	2,185,549,082	2,185,549,082
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	809,330,034	809,330,034	0	0
合 計	216,700,494,959	206,633,241,941	10,067,253,018	9,857,468,502

(単位：円)

歳 入 歳 出 差 引 額	10,067,253,018
翌 年 度 繰 越 額	1,500,895,231
翌年度へ繰り越すべき財源	209,784,516
実 質 収 支 額	9,857,468,502

資料 1

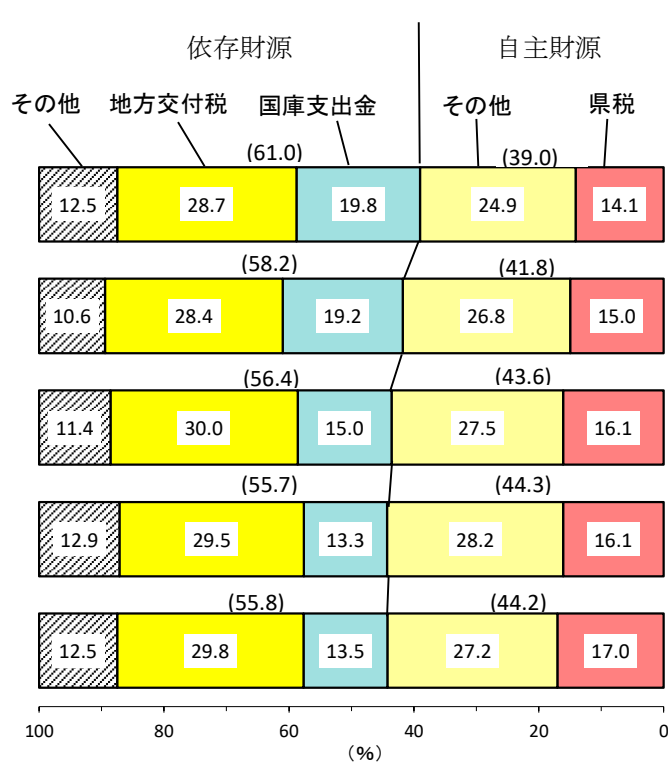
一般会計歳入決算分析グラフ（性質別）



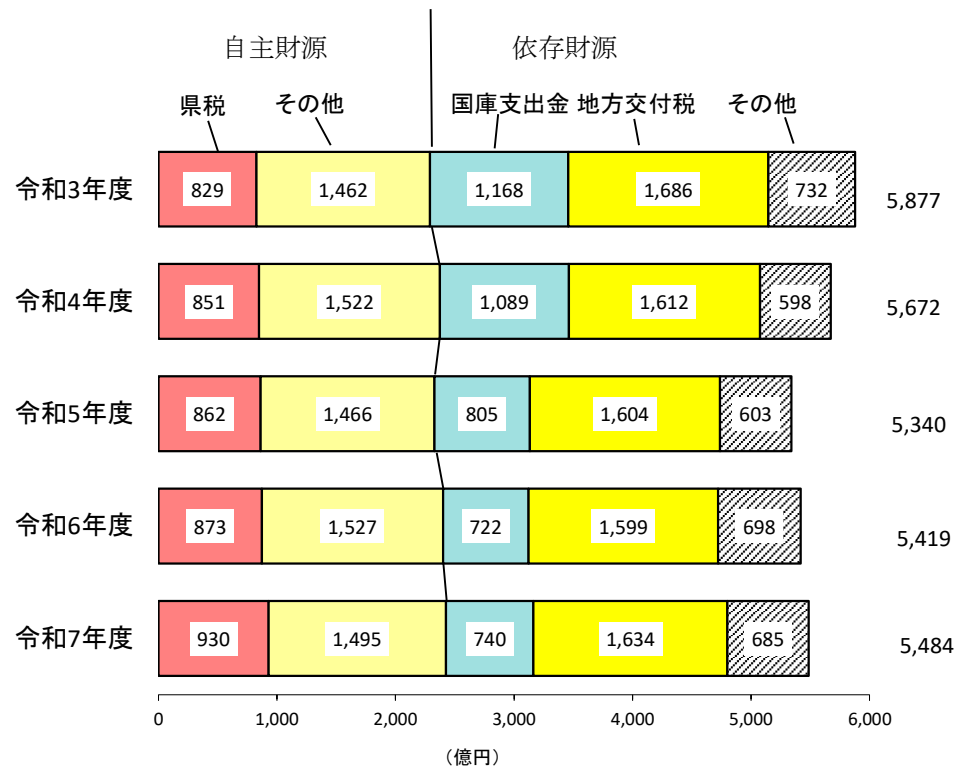
資料 2

最近 5 箇年間の一般会計歳入決算額比較表（財源別構成比の推移）

(1) 自主財源と依存財源の推移

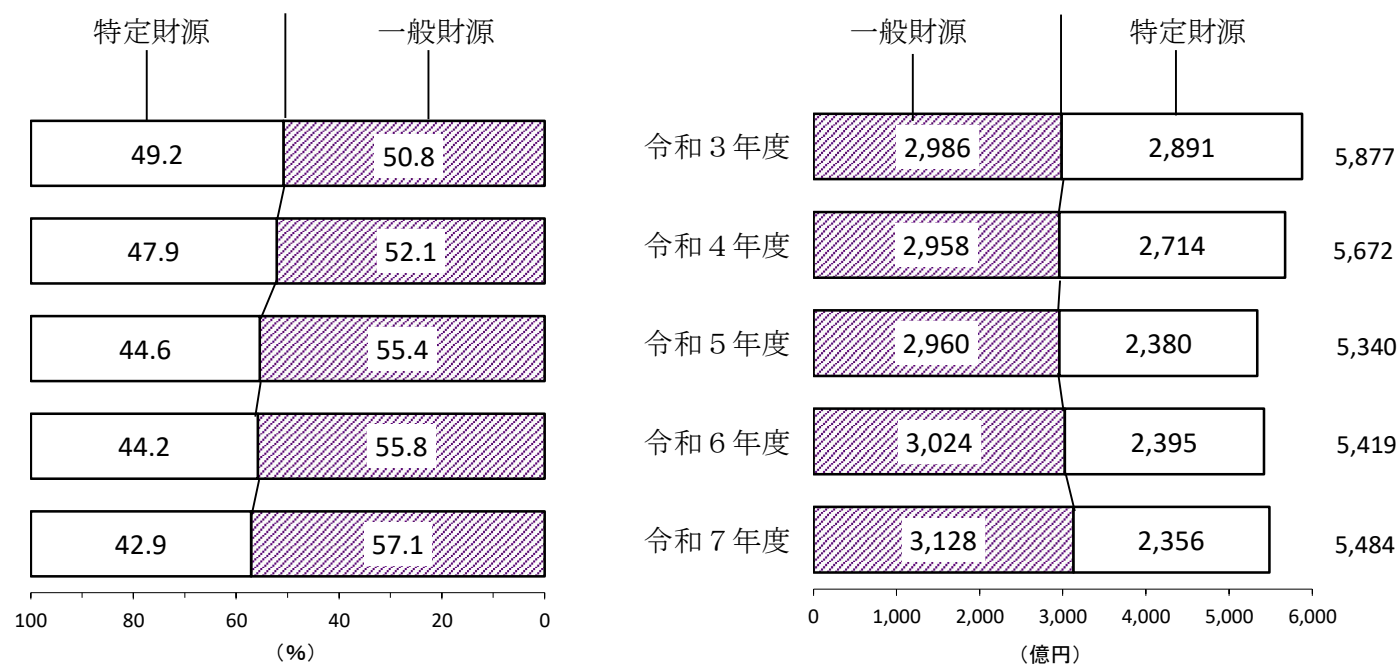


(注) () は、依存財源、自主財源のそれぞれの構成比の合計である。



1 自主財源の「その他」	2 依存財源の「その他」
地方消費税清算金 分担金及び負担金 使用料及び手数料 財産収入 寄附金 繰入金 繰越金 諸収入	県債 地方譲与税 地方特例交付金 交通安全対策特別交付金

(2) 一般財源と特定財源の推移

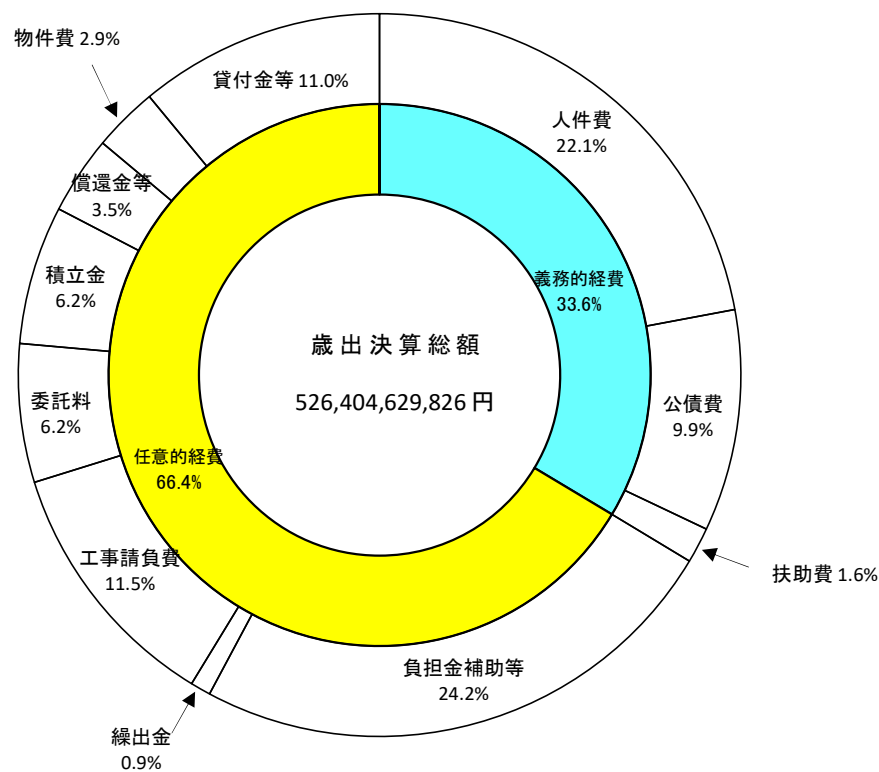


1 一般財源	2 特定財源	
県税	交通安全対策特別交付金	寄附金
地方消費税清算金	分担金及び負担金	繰入金
地方譲与税	使用料及び手数料	繰越金
地方特例交付金	国庫支出金	諸収入
地方交付税	財産収入	県債

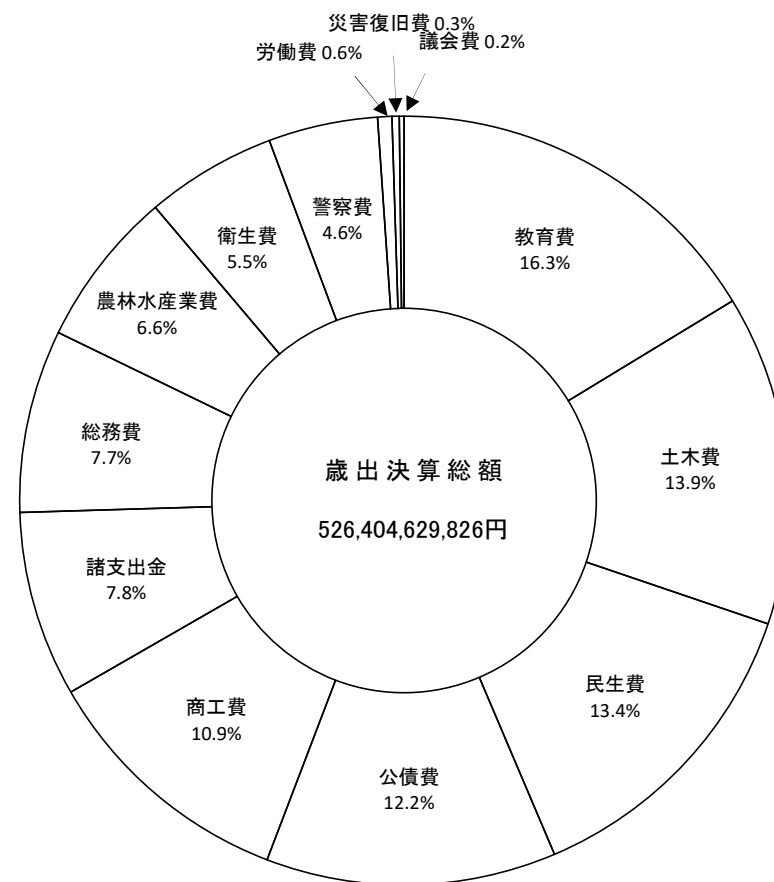
資料 3

一般会計歳出決算分析グラフ

(性 質 別)



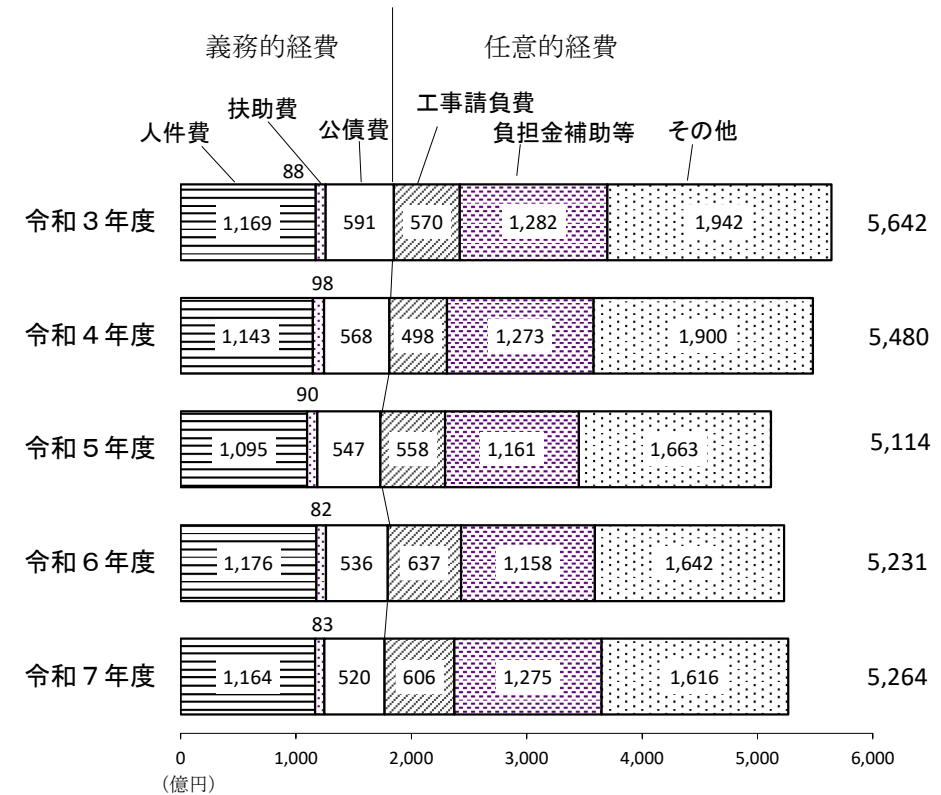
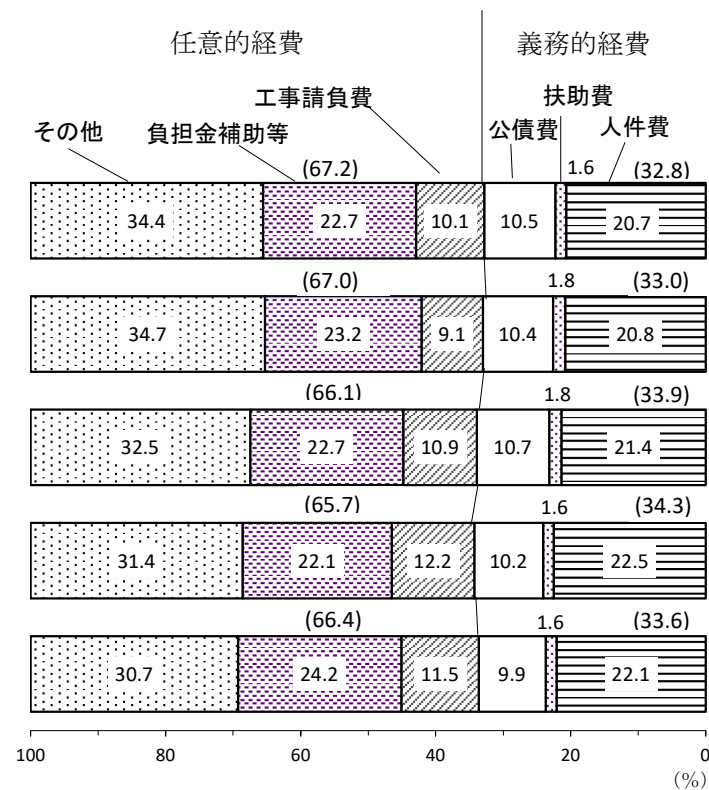
(目 的 別)



(注) 性質別のグラフにおいて、公債費は公債諸費等を除く。

資料 4

最近5箇年間の一般会計歳出決算額比較表（性質別構成比の推移）



(注1) () は、任意経費、義務経費のそれぞれの構成比の合計である。

(注2) 公債費は、公債諸費等を除く。

決 算 用 語 解 説

1 「一般会計」とは

県の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、地方交付税や県税などを主な財源として、道路、河川、住宅、学校等の建設をはじめ、社会福祉、保健衛生、環境保全、労働福祉の充実、産業・教育・文化の振興、警察など事務事業の大部分を経理する会計です。

2 「特別会計」とは

一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計をいい、経理の適正を図るため、条例に基づいて設置しているものです。

令和7年度の特別会計の数は、16会計となっています。

3 「予算現額」とは

予算現額とは、当初予算を基礎に、補正予算を差引増減した予算額に、前年度繰越事業費繰越額を加えた最終の予算額をいいます。

決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない（地方自治法施行令第166条）こととなっていますが、この歳入歳出予算が予算現額です。

4 「収入済額」とは

調定された金額のうち、現実に収入された金額の合計額のことです。

歳入を収入する場合には、歳入徴収権者（知事の委任を受けた課長又は庁長）が、その歳入の内容を調査して、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限等を具体的に調査決定する県の内部意思決定行為である調定が必要です。

納入義務者には、調定に基づき納入通知書が送付されることとなります。

5 「支出済額」とは

歳出予算の執行により、現実に支出した金額の累計額のことです。

6 「歳入歳出差引額」とは

歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入歳出差引額は、地方自治法に基づき、歳計剰余金として翌年度の「繰越金」収入となります。

「歳計剰余金」、「形式収支」と同義語です。

7 「翌年度へ繰り越すべき財源」とは

翌年度繰越の歳出予算の経費については、その経費に充てるために必要な金額（財源）を、必ず翌年度に繰り越さなければなりません。翌年度繰越額のうち令和7年度において既に収入済となっており、繰越事業費の財源として使用することが確定している額をいいます。

8「**実質収支額**」とは

歳入歳出差引額（形式収支）から、「翌年度へ繰り越すべき財源」を差し引いた額をいいます。

歳入歳出差引額が「歳計剰余金」であるのに対し、実質収支額は「純剰余金」ともいいます。純剰余金は、翌年度の一般財源として、いかなる歳出予算の財源に充当しても差し支えありません。

「**実質収支額**」＝「**歳入歳出差引額**」－「**翌年度へ繰り越すべき財源**」

9「**自主財源**」とは

県が自主的に収入できる財源をいいます。

自主財源がどれくらいあるかは、行政活動の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度となります。

10「**依存財源**」とは

国にその調達を依存する財源であり、国の意思により、定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入です。

11「**一般財源**」とは

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。

12「**特定財源**」とは

財源の使途が特定されているものをいいます。

13「**義務的経費**」とは

県の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費で、極めて硬直性の強い経費です。次の三項目がこれに当たります。

人件費

扶助費（社会保障制度の一環として、生活保護法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費等）

公債費（県債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額）

14「**任意的経費**」とは

県が任意に支出することができる経費で、義務的経費以外の一切の経費をいいます。

15「**県債**」とは

県が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。